

社会福祉法人岩手更生会が役員、評議員、評議員選任・解任委員
及び顧問に支給する報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岩手更生会（以下「法人」）の役員（理事及び監事をいう）、評議員、評議員選任・解任委員及び顧問（以下「役員等」という。）が法人業務に従事した場合における報酬及び旅費の支給について定める。

(報酬及び旅費の支給)

第2条 役員等に対し報酬を支給するのは、次の各号に定める場合とする。

- (1) 理事が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会へ出席した場合
- (2) 監事が監査業務を行った場合及び理事会、評議員会に出席した場合
- (3) 評議員が評議員会に出席した場合
- (4) 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した場合及び求められて理事会、評議員会に出席した場合
- (5) 顧問が理事長から要請を受けて法人業務に従事した場合
- (6) 前各号のほか理事長が支給の必要を認めた場合

2 役員等に旅費を支給するのは次の各号に定める場合とする。

- (1) 前項各号に掲げる会議に出席する場合
- (2) 行政機関、他団体等が主催する会議、研修会等に参加する場合
- (3) その他理事長が必要と認めた業務に従事する場合

(報酬及び旅費の額)

第3条 役員等に支給する報酬の額は日額とし、その額は次のとおりとする。ただし、源泉徴収税額を差し引き支給する。

区 分	1日当たりの額
理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員・顧問	7,000円

2 前項にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、顧問への報酬は月額とすることができる。その場合の金額は次のとおりとし、源泉徴収税額を差し引き支給する。

区 分	月 額
顧 問	30,000円以内

3 役員等に支給する旅費は、「社会福祉法人岩手更生会旅費規程」を準用する。ただし、宿泊料及び日当は次に定める額を支給する。

区 分	宿泊料	日 当
理事・監事・評議員・評議員選任・解任委員・顧問	15,000円	3,500円

(適用除外)

第4条 本法人の職員であって理事又は評議員選任・解任委員として選任されている者については、第2条の規定は適用しない。ただし、役員として第2条第2項第2号及び第3号の業務に従事する場合の旅費の支給については、第3条第2項によることができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月4日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

社会福祉法人岩手更生会が役員、
評議員、評議員選任・解任委員
及び顧問に支給する報酬及び旅費
に関する規程